

中小企業振興に係る施策検討及びWG開催等の提案について

1 振興会議等の設置について

(1) 振興会議の目的（条例第13条第1項）

中小企業を振興し、地域経済の持続的な発展を推進するため

(2) 振興会議の権能（条例第13条第2項）

中小企業者及び中小企業団体の意見を聴取し、中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べる

(3) WGの設置・運営（第1回振興会議）

各年度2～3回の実施を想定する振興会議においては、特定の施策等を多方面から研究、議論する時間的な猶予はないことから、振興会議において認めた分野に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設け、振興会議における協議を効率的に行う。

WGは、振興会議委員または事務局からの提案により、テーマ毎に設置を協議する。それぞれのWGを担当する振興会議委員を選任し、会場は事務局または担当となった振興会議委員が手配する。

2 中小企業振興施策の提案

(1) 販売促進に係る支援策：稲沢商工会議所（小池委員）

【資料4-1】

(2) ローカル10000による創業支援：事務局【資料4-2】

3 新たなWG設置・開催等に係る提案

：愛知中小企業家同友会稲沢地区（小出委員・服部委員）

【資料4-3】